主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小石幸一の上告趣意第一点について。

論旨は、同法同条所定の「貸金業」を行つたといゝうるためには、客観的に観察して、貸金業としての形態を備えた行為がなければならない。貸金業者が普通にとつている程度の利息をとつているかどうか、或は被告人の許に行けば金が借りられるということが相当数の人々に知られているかどうかというような事情は、これを決する重要な標準である(大阪高等裁判所昭和二六年三月三〇日判例)と主張するのであるが、右「貸金業」の要件は前述のごとくであつて、所論の諸事情は、反覆継続の意思をもつて、貸金をしているかどうかを決する基準となり得ることは勿論であるけれども、所論のような客観的業態を備えることは、右「貸金業」の要件には属しないものと解すべきである。論旨は理由がない。

同第二点について。

原判決は、所論のように、同法施行前の被告人の貸金行為を処罰しているものではないから、所論違憲の主張はその前提を欠くものである。

また記録を精査しても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四―四条三九六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

本件公判には検察官神山欣治が出席した。

## 昭和三〇年四月二二日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克